

# 神戸松蔭女子学院大学大学院学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 神戸松蔭女子学院大学大学院(以下「本大学院」という。)は、聖公会キリスト教主義に基づく人格形成を根本方針とし、学部における教育・研究の基礎の上に、さらに高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、深い学識と高い研究能力・実践力を養い、文化の創造的発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

### (自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動その他の状況について自己点検及び評価を行い、その充実改善に努めるものとする。

- 2 前項の点検および評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 第1項の点検および評価の結果については、学外の有識者等による検証を行う。

### (教育研究活動等の情報の公表)

第2条の2 本大学院は、法令に基づき、教育研究活動等の状況についての情報を積極的に公表する。

### (課程)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

### (研究科・専攻)

第4条 本大学院に文学研究科を置き、次の専攻を置く。

- (1) 国語国文学専攻(修士課程)
- (2) 心理学専攻(修士課程)

### (教育研究上の目的)

第4条の2 文学研究科は、言語と文化と人間心理を探求し、文化の創造的発展と人類の福祉に寄与する人材の育成を目的とする。各専攻の教育研究上の目的、人材育成に関する目的は以下のとおりとする。

#### (1) 国語国文学専攻(修士課程)

日本語及び日本文学を対象とし、日本語の変遷や我が国の伝統遺産である日本文学の実証的研究を中心とした研究を行う。

本専攻では過去から蓄積されてきた文献を主にした基礎的な研究を柱とするが、特に日本語学の領域では社会言語学など現代日本語の研究を推進すると共に、外国語との比較研究や日本語教育も重視する。

本専攻が育成する人材は、体系的な知識を持つ研究者や国語教員、あるいは日本語を教授できる技能職業人である。

#### (2) 心理学専攻(修士課程)

臨床心理学コースの教育研究の目的は、困難な現代を生きる人たちに関する発達やパーソナリティの偏り、不適応などに関する臨床心理学の理論を習得させることである。人材育成に関する目的は、そうした理論に基づいた具体的援助技法や、その際に必要とされる態度・倫理を身

につけた、心理学的援助の専門家を育成することである。

(収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

(修士課程)

| 研究科   | 専攻      | 入学定員 | 収容定員 |
|-------|---------|------|------|
| 文学研究科 | 国語国文学専攻 | 5    | 10   |
|       | 心理学専攻   | 10   | 20   |
| 計     |         | 15   | 30   |

## 第2章 修業年限・学年・学期・授業期間・休業等

(修業年限及び在学年限)

第6条 修士課程の修業年限は標準2年とし、在学年限は4年とする。ただし、特別な事情がある者については大学院委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(学 年)

第7条 本大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年は次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月25日まで

後 期 9月26日から3月31日まで

(授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとする。

(休 業)

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学院記念日(9月17日)

(4) 夏期休業(8月5日から9月25日まで)

(5) 冬期休業(12月24日から翌年1月6日まで)

(6) 春期休業(3月11日から3月29日まで)

2 学長は前項に定める休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日においても必要のある場合は授業を行う事がある。

(教育時間・時期の特例)

第11条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に、授業及び研究指導を行うことができる。

## 第3章 教育方法・授業科目・履修方法等

(教育方法)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うもの

とする。

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目・単位)

第13条 各専攻の授業科目、単位及び履修方法は別表(1)のとおりとする。

(教職課程)

第14条 中学校教諭1種免許状及び高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得することのできる免許状の種類は、次のとおりである。

| 研究科   | 専攻      | 種類          | 教科 |
|-------|---------|-------------|----|
| 文学研究科 | 国語国文学専攻 | 中学校教諭専修免許状  | 国語 |
|       |         | 高等学校教諭専修免許状 | 国語 |

(公認心理師に関する科目)

第14条の2 心理学専攻において公認心理師の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に規定する所定の科目を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他大学院において修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 単位認定の取扱いについては別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。これにより修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定に基づく単位認定及び留学の取扱いについては別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位算定基準)

第18条 各授業科目の単位数の算定基準は、神戸松蔭女子学院大学学則第13条を準用する。

(単位認定・評価)

第19条 本大学院において履修した科目の単位認定・評価は、試験及び平素の成績により行う。

(試験)

第20条 試験は、学期末又は学年末に筆記試験、口述試験、研究報告等により行う。

## 第4章 課程の修了及び学位

(課程修了の要件)

第21条 修士課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

(論文審査等)

第22条 修士論文の審査及び最終試験の方法等については、別に定めるところによる。

(課程修了の認定)

第23条 課程修了の認定は、大学院委員会の審議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第24条 学長は、課程修了の認定を受けた者に対し、神戸松蔭女子学院大学大学院学位規程の定めるところにより、学位を授与する。

## 第5章 入学・退学・休学等

(入学の時期)

第25条 入学の時期は毎学年の始めとする。ただし次に規定するものは学期の始めとすることができる。

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 転入学、再入学の規程により許可された者
- (3) その他、特別の事情により学長が許可した者。

(入学資格)

第26条 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本大学院が認めた者
- (7) その他、本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達する者

(入学試験)

第27条 前条の入学志願者について入学試験を行う。

(出願手続)

第28条 入学志願者は、第42条に定める入学検定料を納入のうえ、入学願書その他の必要書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の必要書類及び提出期日は、学生募集時にこれを指示する。

(選考方法)

第29条 入学を許可する者の選考は、前条に規定する提出書類及び筆記試験・口述試験による。

(入学手続)

第30条 入学検定試験に合格した者は、第42条に定める入学金その他の学費を添えて、誓約書・保証書を所定の期日内に提出し、その他本大学院所定の手続をとらなければならない。

第31条 保証書における保証人とは、独立の生計を営む者であって、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

(転入学)

第32条 他の大学院から本大学院に転学しようとする者は、欠員がある場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

2 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は、大学院委員会の議を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第33条 (削除)

(休学)

第34条 病気その他やむを得ない事由により3カ月以上修学できないときは、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き許可を願い出ることができる。

3 休学できる期間は、通算して2年を超えることはできない。ただし、特別な事情があると認められる者については、その期間を延長することができる。

4 休学期間は第6条の在学年数に算入しない。

第35条 病気その他の事由により長期にわたり修学ができないと認められるときは、休学を命ずることがある。

(退学)

第36条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて提出しなければならない。

2 退学に関するその他の規定は「学籍異動に関する取扱い規程」に定める。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 休学期間が通算2カ年を経過してなお復学又は退学しない者。ただし、第34条第3項により期間の延長を認められた者は除く。

(2) 第6条に定める在学年限を超えた者

(3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 死亡した者

(復学)

第38条 休学期間が満了した者は復学となる。休学期間満了後も引き続き休学を希望する者は、休学延長願いを提出し、許可を得なければならない。

2 復学に関するその他の規定は「学籍異動に関する取扱い規程」に定める。

(再入学)

第39条 所定の手続を経て退学した者が保証人連署の再入学願により再入学を希望するときは、これを許可することができる。

2 学費滞納による除籍者の再入学も前項に準ずる。

## 第6章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の学費

(入学検定料)

第40条 本大学院に入学を志願する者は、第28条に定める手続と同時に入学検定料を納めなければならない。

(入学金その他の学費)

第41条 入学又は転入学を許可された者は、入学金、授業料及びその他の学費を所定の期日までに納めなければならない。

第42条 前2条に定める入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費の額、並びに納入期日は別表(2)のとおりとする。

2 授業料の納入は所定の手続を経て分納とすることができる。

3 いったん納付した学費その他はいかなる事情があっても返還しない。

第43条 退学及び転学しようとする者は、その期の学費その他を納付しなければならない。

第44条 休学期間中は、休学在籍料として半期につき6万円を徴収する。その他は徴収しない。

(奨学金)

第45条 学業優秀者、その他本大学院の認めた者には、校納金の一部又は全部に相当する奨学金を貸与又は給与することがある。

2 奨学金についての規程は別に定める。

## 第7章 賞 罰

(表 彰)

第46条 人物・学業ともに優れた学生は、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第47条 学則その他の規程に背き、もしくは本大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者は、懲戒処分に付す。

2 懲戒に関する規程は別に定める。

第48条 懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学期間が長期にわたる場合、停学期間は在学期間に含めない。

## 第8章 教員及び運営組織

(教 員)

第49条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任講師に授業の担当を委嘱することができる。

(研究科長)

第50条 本大学院研究科に研究科長を置く。研究科長は、研究科の学務を管掌する。

(大学院委員会)

第51条 本大学院に、大学院委員会を置く。

(大学院委員会の構成)

第52条 大学院委員会は、学長及び大学院授業担当の専任教員をもって構成する。

2 大学院委員会は、必要に応じて前項の構成員以外の者を加えることができる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

(大学院委員会の審議事項)

第53条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 大学院委員会運営に関する規程は別に定める。

(事務組織)

第54条 大学院事務の執行は、大学の事務組織がこれにあたる。

## 第9章 研究施設等

(学生研究室)

第55条 本大学院に学生研究室を設ける。

(研究施設・設備)

第56条 学生は、大学の図書館等の研究施設・設備を利用することができる。

(福利厚生施設・設備)

第57条 学生は、大学の福利厚生施設・設備を利用することができる。

## 第10章 科目等履修生・委託生・研究生・外国人留学生及び社会人入学生

(科目等履修生)

第58条 特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した場合には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な規程は、別に定める。

(委託生)

第59条 公の機関又は団体からの委託により、本大学院における特定科目の履修又は研究指導を願い出る者がいるときは、選考の上、委託生として許可することがある。

(科目等履修生等に関する準用規程)

第60条 科目等履修生及び委託生については、別に定める取扱い規程のほかは、第4章を除き、本学則を準用する。

(研究生)

第61条 本大学院における特定の課題について、研究を希望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のないかぎり、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第62条 本大学院に留学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。その選考については別に定める。

(外国人留学生に関する準用規程)

第63条 外国人留学生については、特別の規定のない限り本学則を適用する。

(社会人入学生)

第64条 社会人入学生に関する規程は別に定める。

## 第11章 学則の変更

(学則の変更)

第65条 この学則の変更は、大学院委員会の意見を聴き、常務理事会の審議を経て理事会で決定する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日より施行する。

ただし、本学則第44条に定める休学期間中の学費は、平成16年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日より施行する。

ただし、本学則第44条に定める休学期間中の学費は、平成16年4月1日に在籍する学生から適用する。



附 則

本学則は、平成18年4月1日より施行する。

ただし、本学則第44条に定める休学期間中の学費は、平成16年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日より施行する。

ただし、本学則第44条に定める休学期間中の学費は、平成16年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、令和2年(2020年)4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は、令和3年(2021年)4月1日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。
2. 第4条の規定にかかわらず、文学研究科言語科学専攻は、当該専攻に令和3年3月31日に在籍する学生が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

1. 本学則は、令和4年(2022年)4月1日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。
2. 第4条の規定にかかわらず、文学研究科言語科学専攻は、当該専攻に令和4年3月31日に在籍する学生が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 第12条の2については、令和4年(2022年)4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、令和6年(2024年)4月1日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。
2. 第4条の規定にかかわらず、文学研究科言語科学専攻は、当該専攻に令和6年3月31日に在籍する学生が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 第12条の2については、令和4年(2022年)4月1日に在籍する学生から適用する。